

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	北清水 (北清水町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農地の集約化はほぼ完成形である。 ①他(地区外)の法人・認定農家・一般耕作者については、集約は不可能。 水稻のみの耕作者(地区内)については、年齢にともない、集約が可能。 ②農事組合法人稲田ファミリーも随時、若手(40代)の育成を行っている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

スマート農業を推進している。 主要穀物(米、麦、大豆)についても現状にあった耕作を行っていく。 野菜については、獣害を減少させるため、秋・冬野菜を中心に栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区内の集約は一定完了しているため、現状を維持していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地は全筆2020年度より農地中間管理機構を経由の借款契約であるため、これを維持していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
87馬力のパワクロトラクター・レベラーとドローンでの消毒・除草剤の散布を可能に成っている。 用水路の再生工事も農業組合の資金で60%完成。暗渠排水もしけ地はだいたい設置済である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状を維持していくために、必要に応じて担い手の確保育成に取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、活用しているものについては今後も活用をしていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①野菜では鳥の被害があり秋・冬野菜を中心に遣って被害を減らしている。
 ③消毒・除草剤散布はドローンで実施済である。
 農地管理をグーグル地図に埋め込んで作成ラインで全員が共有している。
 田植えも田植え前落水防止にGPS田植機を2022年度導入。